

2024年8月22日（木）
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 川島、梶田
電話 0569-21-8111(代表)
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、荒木
内線 3050、3045
ダイヤル 052-954-6225

知多市における土壌汚染について

E N E O S株式会社(東京都千代田区)が、知多市内の同社所有地において土壌汚染状況調査を実施したところ、新たに土壌汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

E N E O S株式会社

(2) 報告年月日

2024年8月22日（木）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知多市北^{きたはま}浜町26番1及び26番8の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ベンゼン	0.039mg/L (3.9倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0.5～1.0m 2.0m	3／798
砒 ^ひ 素及び その化合物	0.022mg/L (2.2倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m	2／78

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	870mg/kg (5.8倍) ^{注1}	150mg/kg 以下	0～0.5m	14／423

注1：（ ）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装等又は不透水性シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水モニタリングの措置を講じる予定です。また、汚染が判明した場所の周囲に囲いを設け、関係者以外の立入りを禁止するとともに、飛散等防止のため地表面を被覆する措置を講じる予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。なお、当該地は法に基づく形質変更時要届出区域に指定されています。

3 事業者の連絡先

E N E O S リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第4部
住所：東京都港区六本木六丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
電話：03-6455-4900

4 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

77,750.1 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は埋立地であり、1973年から2001年までは製油所の、2001年以降は石油化学製品の製造、出荷を行っている事業所の敷地の一部です。調査対象地はE N E O S株式会社の所有地であり、残土置場、資材置場、陸上出荷エリア、緑地等として利用されていましたが、2022年以降は未利用地となっています。

今回汚染が判明したベンゼン並びに鉛及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴があります。また、砒素及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考 1

2024年5月28日（火）公表内容

知多市における土壤汚染について

E N E O S 株式会社(東京都千代田区)が、知多市内の同社知多事業所において土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

E N E O S 株式会社

(2) 報告年月日

2024年5月28日（火）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知多市北浜町^{きたはままち}26番1の一部

(4) 報告の根拠

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壤溶出量

調査した全ての地点で法に規定する土壤溶出量基準に適合しました。

イ 土壤含有量

次表のとおり、法に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤含有量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	1,100mg/kg (7.3倍) ^{注1}	150mg/kg 以下	0～0.5m 1.41～1.91m	3 / 246

注1：（ ）内は土壤含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、不透水性シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染が判明した場所の周囲に囲いを設け、関係者以外の立入りを禁止するとともに、飛散等防止のため地表面を被覆する措置を講じる予定です。

県は、事業者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、汚染が判明した場所の利用状況を調査した上で、土壤含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

参考 2

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ベンゼン

急性毒性としては麻酔作用であり、高濃度暴露では中枢神経系に作用して、頭痛、悪心、けいれんを起こし昏睡死亡します。慢性中毒として、造血組織に対する障害作用があげられます。

(参考：改訂 4 版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約 5 年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重 1 kg あたり砒素として 1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)